

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休む日、  
翌日)

## 目 次

◇告 示 字の区域の変更(四件)(地方課)

土地改良法による換地処分(四件)(農村整備課)

## 告 示

### 鳥取県告示第二百七十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による岩坪地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

区域を変更する  
字の名称

同上の区域(平成二十年十月一日現在の地番による。)

岩坪字池枕東

岩坪字池枕東のうち六八三の一の一部、六八四の一の一部、六八四の二、六八五から六八八までの一部、七〇九の一部、七一一の一部、七二二の一部、七二三の一部、七二四の一の一部、七二四の二の一部、七二五から七二七までの一部、七二八、七二九の一部、七三〇の一部、七三一、七三二以外の区域  
岩坪字池枕東山一五六六の二

岩坪字池枕西

岩坪字池枕東六八三の一の一部、六八四の一の一部、六八四の二、六八五から六八八までの一部、七〇九の一部、七一一の一部、七二二の一部、七二三の一部、七二四の一の一部、七二四の二の一部、七二六の一部、七三〇から七三二までの一部  
岩坪字池枕西のうち七三三次一、七六三の三、七六三の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域  
岩坪字赤田八一七の一の一部、八一七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地  
岩坪字堤ノ下モ八二五の一部、八二六の一部

岩坪字赤田

岩坪字池枕西七三三次一、七六三の三、七六三の四及びこれらと一体をなす国有地の一部  
岩坪字赤田のうち八〇一の一の一部、八〇二の一部、八一七の一の一部、八一七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八〇六と一体をなす国有地の一部以外

	<p>の区域</p> <p>岩坪字堤ノ下モ八二五から八二七までの一部、八三四の一部、八三五の一部、八三六の一部、八三六の二の一部、八三七の一部、八三九の一部、八五二から八五五までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>岩坪字岩ノ前八九六次一の一部、八九六の二の一部、八九七の二、八九七の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>岩坪字堤ノ下モ</p>	<p>岩坪字池枕東七二五の一部、七二七の一部、七二八、七二九から七三二までの一部</p> <p>岩坪字赤田八〇一の二の一部、八〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八〇六と一体をなす国有地の一部</p> <p>岩坪字堤ノ下モのうち八二五の一部、八二六、八二七の一部、八三四の一部、八三五の一部、八三六の二の一部、八三六の二の一部、八三七の一部、八三九の一部、八五二から八五五までの一部、八六九の一部、八七〇の一部、八七〇次一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>岩坪字岩ノ前</p>	<p>岩坪字赤田八〇一の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>岩坪字堤ノ下モ八六九の一部、八七〇の一部、八七〇次一及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>岩坪字岩ノ前のうち八九五の一部、八九六次一の一部、八九六の二の一部、八九七の二、八九七の四の一部、八九九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>岩坪字岩ノ下モ</p>	<p>岩坪字岩ノ下モのうち九〇一の二、九〇二の二、九〇三の二、九〇四の二、九〇五の二、九〇六の二、九一五の三、九一六次一、九一六次二、九一六の三、九一六の四及びこれらと一体をなす国有地並びに九一五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>岩坪字桜谷原</p>	<p>岩坪字岩ノ前八九五の一部、八九九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>岩坪字岩ノ下モ九〇一の二、九〇二の二、九〇三の二、九〇四の二、九〇五の二、九〇六の二、九一五の三、九一六次一、九一六次二、九一六の三、九一六の四及びこれらと一体をなす国有地並びに九一五の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>岩坪字桜谷原の全域</p>
<p>岩坪字池枕東山</p>	<p>岩坪字池枕東山のうち一五六六の二以外の区域</p>

鳥取県告示第二百七十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、青谷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による河原地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成二年十二月一日現在の地番による。）
大字河原字中瀬	大字河原字中瀬のうち三五九の一、三六〇の一、三六二の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字河原字大木谷	大字河原字大木谷の全域 大字河原字福家五六四の二の一部及びこれと一体をなす国有地
大字河原字福家	大字河原字福家のうち五六四の一の一部、五六四の二の一部、五六五の二の一部、五六五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五六四の二、五六五の一、五七三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字河原字石ヶ坪	大字河原字中瀬三五九の一、三六〇の一、三六二の三と一体をなす国有地の一部 大字河原字福家五七三の一と一体をなす国有地の一部 大字河原字石ヶ坪のうち六〇九の一の一部、六一〇、六一一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六〇五の三、六〇六の一、六〇六の三、六〇七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字河原字堂坂七四〇の二の一部、七四一の一、七四一の二の一部、七四二の二、七四二の三、七四二の四の一部、七四六の一、七四七から七五一まで、七五二の一、七五二の二、七五三から七六一まで、七六二の二、七六二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小畑字柳繩手七三の一と一体をなす国有地の一部	

大字河原字堂坂	大字河原字堂坂のうち七四〇の二の一部、七四一の一、七四一の二の一部、七四二の二、七四二の三、七四二の四の一部、七四六の一、七四七から七五一まで、七五二の一、七五二の二、七五三から七六一まで、七六二の二、七六一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字小畑字柳繩手	大字河原字福家五六四の一の一部、五六四の二の一部、五六五の二の一部、五六五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五六四の二と一体をなす国有地の一部 大字河原字石ヶ坪六〇九の一の一部、六一〇、六一一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六〇六の一、六〇六の三、六〇七の一と一体をなす国有地の一部 大字小畑字柳繩手のうち七〇の四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに七〇の四と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字小畑字城ノ前	大字小畑字城ノ前七四、七五の一、七五の二の一部、七五の三、七六の三、八一の一及びこれらと一体をなす国有地以外区域

鳥取県告示第二百七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、青谷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）

第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による露谷地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 禰 治

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成二年十二月一日現在の地番による。）
大字露谷字下露宮	大字露谷字下露宮のうち二二〇の一の一部、二二五の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇九の一、二二五の五と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字露谷字白石	大字露谷字白石二二八の一部、二二九の一の一部、二二九の二、二二三の一部、二二七の四から二二七の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに二二七の一と一体をなす国有地の一部
大字露谷字廣戸	大字露谷字廣戸のうち二七七の三、二七七の四の一部、二七七の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字露谷字西古屋敷	大字露谷字廣戸二七七の三、二七七の四の一部、二七七の六の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字露谷字東古屋敷	大字露谷字西古屋敷のうち二九三の一の一部、二九五の一の一部、二九八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字露谷字向田	大字露谷字西古屋敷三〇〇の一部、三一〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九九、三一〇の一と一体をなす国有地の一部
大字露谷字前田	大字露谷字下露宮二二五の五の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二二五の五と一体をなす国有地の一部
大字露谷字東古屋敷	大字露谷字向田三三三の二の一部、三三八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字露谷字前田	大字露谷字前田三三三の二の一部、三三八の三の一部、三三九、三四〇の三、三四二の一部、三四三の一部、三四八の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字露谷字東古屋敷	大字露谷字向山六九六の一の一部
大字露谷字東古屋敷	大字露谷字東古屋敷三一〇の六、三一〇の七、三一〇の八の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字露谷字前田	大字露谷字前田三三三の二の一部、三三八の三の一部、三三九、三四〇の三、三四二の一部、三四三の一部、三四八の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字露谷字東古屋敷	大字露谷字東古屋敷三一〇の六、三一〇の七、三一〇の八の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字露谷字前田	大字露谷字前田三三三の二の一部、三三八の三の一部、三三九、三四〇の三、三四二の一部、三四三の一部、三四八の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字露谷字繩手空	大字露谷字向山六九六の二の一部、六九六の二の一部
大字露谷字繩手空 一部、四一六の五、四一六の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字露谷字繩手空のうち四一六の二の一部、四一六の三の一部、四一六の五、四一六の六及びこれらと一体をなす国有地 大字露谷字宮前四一七の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四一七と一体をなす国有地の一部 大谷露谷字澤谷六二二の一部
大字露谷字宮前	大字露谷字繩手空四一六の二の一部、四一六の三の一部、四一六の五、四一六の六及びこれらと一体をなす国有地 大字露谷字宮前のうち四一七の一部、四二三の一部、四二七の一部、四二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四一七、四二三、四二七、四二七の次一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字露谷字宮ノ谷六二八の一部、六二九の二の一部 大字露谷字向山六九六の二の一部、六九六の二の一部
大字露谷字南田	大字露谷字宮前四二三の一部、四二七の一部、四二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四二三、四二七、四二七の次一と一体をなす国有地の一部 大字露谷字南田のうち四四二の一部、四四三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四四一、四四一の二、四四三と一体をなす国有地の一部 大字露谷字横畑四四九の一部
大字露谷字横畑	大字露谷字南田四四二の一部、四四三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四四一、四四一の二、四四三と一体をなす国有地の一部 大字露谷字横畑のうち四四九の一部、四五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四五六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字露谷字久谷	大字露谷字大口四八六と一体をなす国有地の一部
大字露谷字大谷	大字露谷字横畑四五六の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四五六の二と一体をなす国有地の一部 大字露谷字久谷の全域
大字露谷字大谷	大字露谷字大谷のうち四八六と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字露谷字澤谷	大字露谷字澤谷のうち六二二の一部以外の区域
大字露谷字宮ノ谷	大字露谷字宮ノ谷のうち六二八の一部、六二九の二の一部以外の区域
大字露谷字向山	大字露谷字向山のうち六九六の二の一部、六九六の二以外の区域
大字露谷字東山	大字露谷字東山のうち七一四の一部以外の区域

鳥取県告示第二百七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による二部地区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

区域を変更する  
字の名称

同上の区域（平成二年十月三十日現在の地番による。）

二部字町裏

二部字町裏のうち五四五の一の一部及びこれと一体をなす  
国有地以外の区域  
二部字梅ヶ坪五四九の五の一部

二部字梅ヶ坪

二部字町裏五四五の一の一部及びこれと一体をなす国有地  
二部字梅ヶ坪のうち五四九の五の一部、五五六の二の一部、  
五五八の一の一部、五五八の四及びこれらと一体をなす国  
有地の一部以外の区域  
二部字下五反田屋敷六三二、六三三の一及びこれらと一体  
をなす国有地並びに六二四の三、六二四の四、六二八、六  
二九、六三六の二、六四〇と一体をなす国有地の一部

二部字長政馬場

二部字梅ヶ坪五五六の二の一部、五五八の一の一部、五五  
八の四及びこれらと一体をなす国有地の一部  
二部字長政馬場のうち五五九の一の一部及びこれと一体を  
なす国有地並びに五六〇の一と一体をなす国有地の一部以  
外の区域  
二部字宮ノ下五八三の二、五八四の一、五八四の二、五八  
五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部  
二部字上五反田屋敷五八六の一の一部及びこれと一体をな  
す国有地並びに五九三、五九四と一体をなす国有地  
二部字下五反田屋敷六一八、六一九と一体をなす国有地の  
一部

二部字宮ノ下

二部字宮ノ下のうち五八三の二、五八四の一、五八四の二、  
五八五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

二部字上五反田  
屋敷

二部字長政馬場五五九の一の一部及びこれと一体をなす国  
有地並びに五六〇の一と一体をなす国有地の一部  
二部字宮ノ下五八五の一部及びこれと一体をなす国有地の  
一部

二部字上五反田屋敷のうち五八六の一の一部及びこれと一  
体をなす国有地並びに五九三、五九四と一体をなす国有地  
以外の区域  
二部字下五反田屋敷六一五の一、六一六から六二一まで及  
びこれらと一体をなす国有地の一部

二部字下五反田  
屋敷

二部字下五反田屋敷のうち六一五の一、六一六から六二一  
まで、六三二、六三三の一及びこれらと一体をなす国有地  
の一部並びに六二四の三、六二四の四、六二八、六二九、  
六三六の二、六四〇と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第二百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において  
準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良  
事業に係る岩坪地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十  
六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

鳥取県告示第二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良事業に係る河原地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

鳥取県告示第二百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良事業に係る露谷地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

鳥取県告示第二百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業に係る二部地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治